



令和 7 年 6 月 2 4 日

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

総務省は、政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）等を取りまとめました。つきましては、本政令（案）等について、令和 7 年 6 月 25 日（水）から令和 7 年 7 月 24 日（木）までの間、意見を募集します。

1 概要

第 213 回国会において成立した「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）」並びに第 216 回国会で成立した「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）」及び「政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）」の施行に伴い、関係規定及び必要な様式の整備等所要の改正を行います。（概要は別紙 1 を参照ください。）

2 意見募集要領**(1) 意見募集対象**

- ・政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）（別紙 2）
- ・政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（案）（令和 7 年 10 月 1 日施行）（別紙 3）
- ・政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（案）（令和 8 年 1 月 1 日施行）（別紙 4）
- ・政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（案）（令和 9 年 1 月 1 日施行）（別紙 5）

(2) 意見提出期限

令和 7 年 7 月 24 日（木）（必着）

詳細については、意見公募要領（別紙 6）を御覧ください。

3 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、当該政令及び省令を公布する予定です。

4 資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に、本日を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

連絡先

自治行政局選挙部政治資金課

担 当：企画係

電 話：03-5253-5578

E-mail：senkyo.shikin_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。